

運 営 規 則

制定 1999年6月23日
改訂 2003年7月 1日
改訂 2007年6月23日
改訂 2011年6月25日
改定 2013年7月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下SAKという）の運営に関することは、SAK定款（以下定款という）に定めるほか、円滑な運営に資するため、この規則を定める。

第2章 役員及び評議員

(役員を選任等)

第2条 定款第23条に定める役員を選任方法は、定款第24条の定めによるほかは、別に理事会が定める役員選出に関する規程による。

2 前項に基づき、役員として選任された者は、定款第28条のほかに、次の場合に役員の職を辞するものとする。

(1) 第12条に定める所属団体（以下所属団体という）を退会したとき。ただし、特別の事情があると理事会が認めるものにあつては、この限りではないものとする。

(評議員の選任等)

第3条 定款第11条に定める評議員は、別に理事会が定める評議員選出基準による。

2 前項に基づき評議員として選任された者は、定款第13条のほかに、次の場合に評議員の職を辞するものとする。

(1) 第12条に定める所属団体を退会したとき。ただし、選任された時における加盟団体管下の所属団体に移籍した場合で、理事会が認めるものについては、この限りでないものとする。

第3章 理事会

(理事会の議事録)

第4条 議事録は定款第38条によるほか、写しを加盟団体に送付する。

(理事会の機構)

第5条 SAKの事業の執行を円滑にするため、理事会内に総務本部、教育本部、競技本部を置く。ただし、理事会は必要に応じて、部、及び専門委員会を設置、または廃止することができる。

2 運営体制は、理事会で決定する。

3 各本部は理事会の諮問に応ずること。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は会長指名により副会長が、副会長指名により専務理事が行うことができる。

(常務理事の役割)

第7条 常務理事のうち1人を総括とし、3人を各本部の長にあて、所管の業務を統括する。

2 総括常務理事は、専務理事を補佐するとともに、3本部を統括する。

3 総括常務は、3本部の長を兼務することができる。

(総務本部の業務分掌)

第8条 総務本部は、次の各号に掲げる業務を分掌する。

(1) 評議員会、理事会、その他運営に係る諸会議に関すること。

(2) 上部団体、及び関連団体との連携に関すること。

(3) 加盟団体、財団法人全日本スキー連盟（以下SAJという。）会員登録、及び諸資格に関すること。

(4) 文書の取り扱い、及び公印の管理に関すること。

(5) 定款、規程、規則等の制定、改廃の手続きに関すること。

(6) 広報、出版等に関すること。

(7) 財務、出納に関すること。

(8) 契約事務に関すること。

(9) 備品、物品の管理に関すること。

(10) 事務所、及び役・職員（パート・アルバイトを含む）に関すること。

(11) バッチテストの申請に関すること。

(12) 倫理に関する啓蒙・教育。

(13) その他教育本部、及び競技本部に属さない業務に関すること。

(教育本部の業務分掌)

第9条 教育本部は、次の各号に掲げる業務を分掌する。

(1) SAJの定めるところによる、スキー指導者の育成、及び強化に関すること。

(2) スキー、スノーボード及び傷害防止に係る調査研究に関すること。

(3) 競技本部の要請による協力体制の確立に関すること。

(4) 級別テストの審査、公認に関すること。

(5) 安全対策に関すること。

(6) 社会体育指導者（指導員含む）すべてに関すること。

(7) 指導員の育成、指導に関すること。

(8) SAJの定めるところによる、スキーの指導、講習、検定に関すること。

(9) 全日本スキー技術選手権への選手及び役員派遣選考の原案資料作成に関すること。

(10) 分掌業務に関する収支予算、決算の原案作成に関すること。

(11) スノーボードの指導、講習、検定に関すること。

(12) 南関東ブロックに関すること。

(競技本部の業務分掌)

第10条 競技本部は、次の各号に掲げる業務を分掌する。

(1) 競技スキー関係の事務処理に関すること。

(2) 強化策を通じての加盟団体との連携に関すること。

(3) 国民体育大会、及び全日本スキー選手権への、選手及び役員派遣選考の原案資料作成に関すること。

(4) 諸競技会の公認、各種資格の公認、及び競技会の設定に関すること。

(5) 公認競技会に対する競技役員のパ遣に関すること。

- (6) ジュニア選手の育成、強化に関すること。
- (7) マスターズスキーに関すること。
- (8) フリースタイルスキーに関すること。
- (9) スノーボード競技に関すること。
- (10) アルペンスキーに関すること。
- (11) ノルディックスキーに関すること。
- (12) 分掌業務に関する収支予算、決算の原案作成に関すること。
- (13) 南関東ブロックに関すること。

(部及び専門委員会)

第11条 部及び専門委員会の業務は別に定める要綱による。

第4章 加盟団体及び所属団体

(加盟団体及び所属団体)

第12条 所属団体とは、定款第42条に定める加盟団体に所属する団体をいう。

2 加盟団体は、所属団体数に応じた会費を毎年、指定する期日までにSAKに納入する。

(新規加盟団体)

第13条 SAKに新規に加盟する団体は、次の各号の条件を有すること。ただし、特別な事情あるときは、理事会が認めるものにあつては、この限りでない。

- (1) 新規加盟費の納入が可能なこと。
- (2) 所属団体を2以上有していること。
- (3) 市町村の体育協会に加盟していること。

(ブロック)

第14条 SAKの運営を円滑にするため、加盟団体の属する地域性を考慮してブロックを置く。

2 ブロックは地域を表す単位とし、次に掲げる群市の加盟団体で構成する。ただし、高体連は、本部の所在地の地域に属することとする。

川崎ブロック：川崎市

横浜ブロック：横浜市、高体連

県央ブロック：相模原市、大和市、座間市、厚木市、綾瀬市、海老名市、愛甲郡

湘南ブロック：横須賀市、三浦市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、三浦郡高座郡

県西ブロック：小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、足柄上郡足柄下郡、中郡

3 ブロックの運用については別に定めるブロック運用規程による。

第5章 その他

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は理事会の決議による。また、評議員会へ報告する。

附則

1 この規則は平成11年8月1日から施行する。